

6 愛玩豚に対する豚熱ワクチン接種

○近藤 機 磯田加奈子

要 約

国内で26年ぶりに発生した豚熱は、令和元年9月に東京都近県の養豚場で発生し、都内野生いのししでも豚熱ウイルスが確認された。都では、令和元年12月以降家畜伝染病予防法第6条に基づく豚熱ワクチン接種を畜産農家及び展示施設を対象として開始した。一方、小型の愛玩豚の飼養が近年増加していることからワクチン接種が必要となった。愛玩豚飼養者は畜産農家等とは豚に対する意識に大きな相違があることから、ワクチン接種に先立って問題点を洗い出し、法的解釈が必要なものについては専門家に意見を求めた。愛玩豚飼養者に対しては確認書（接種同意書）及びワクチンについての説明資料を作成、ワクチン接種を行う家畜防疫員に対してはインフォームドコンセントを重視した作業マニュアルを作成し所内説明会を開催した。令和元年6月から令和3年1月末の期間に26戸27頭への愛玩豚へのワクチン接種を実施した。愛玩豚へのワクチン接種の問題点として、早期接種要望、コロナ緊急事態宣言下での接種延期希望、個体識別の手段に乏しいこと、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針により接種後は非接種地域に移動出来ないことへの不満等が挙げられた。今後、ワクチン接種について更に丁寧な対応を心掛けるとともに、かかりつけの獣医師と連携し愛玩豚飼養者に衛生的な飼養を指導していく。

豚熱ワクチン接種の経緯

平成30年に国内で26年ぶりに岐阜県で発生した豚熱は、令和元年9月には東京都近県でも発生し、都内への侵入リスクが高まった。これを受け、都は令和元年12月から野生いのしし非生息地域である島しょ地域を除いて家畜伝染病予防法（家伝法）第6条の知事命令による豚熱ワクチン接種を開始した。接種に際しては、豚熱発生時に大きな被害が見込まれる畜産農家を優先し、続いて動物園や豚カフェ等の不特定多数が訪れる展示施設、教育目的で飼養する学校等の施設について順次実施していった。当初は、個人宅で飼養される愛玩豚について

は屋内飼養であること及び人や他の動物との接触機会が少ないことから、接種の優先順位は下位と位置付けていた。しかし、近年小型の豚が人気となって愛玩豚飼養者が増加し屋外散歩をさせる等のケースが見られるようになったこと、令和2年6月に多摩地域の野生いのししで都内初の豚熱陽性例が確認されたことなどから、感染リスクが上昇したと判断し、令和2年6月に最初の愛玩豚への接種を行い、10月より本格的に接種を開始した。

愛玩豚への接種準備

愛玩豚飼養者は所有する豚を伴侶動物と

して捉えて愛情を注いでおり、多くの場合家畜防疫に関する知識を持っていないことから、畜産農家と同様の対応では飼養者の協力を得られず、ワクチン接種による事故が発生した場合には大きなトラブルが生じる可能性があった。このため、起こり得る問題点を洗い出して予め対応を検討した。特に、法的な問題点については、ペット訴訟に詳しい弁護士に有料で法律相談を依頼し意見を求めた。さらに、ワクチン接種を担当する家畜防疫員に対しては、作業マニュアルの作成と所内説明会により作業内容の平準化と注意事項の共有に努めた。

飼養者に向けては、東京都のホームページで愛玩豚のワクチン接種開始について広報し広く周知を図った。

法律相談の内容

弁護士への法律相談の結果、以下の知見を得られた。

家伝法 6 条及び都知事命令による豚熱ワクチン接種の法的義務について

法律に基づく命令であり、罰則もあることから、その義務は大変強いものである。法律を知らずに豚を飼ったからといってその責任が免責されるものではなく、法律を知らないほうに問題がある。しかし、東京都家畜保健衛生所（家保）が周知の努力をしなくても良いということにはならず、ペットショップ・飼養者等に対して広く周知に努めることが必要である。

ワクチン接種事故への法的対応

ワクチン接種後の豚の死亡や体調不良に関して訴訟となった場合、ワクチン接種を行った獣医師個人の過失が認められる可能性はほとんどない。過失が認められるとす

れば、健康状態が明らかに悪い（例：重体で息も絶え絶え、重篤な皮膚病、血液検査の結果が明らかな異常値を示している等）豚に対してワクチン接種した場合である。ただし、個人の責任についてではなく、都や国の法令上の構造自体について訴えられる可能性がある。また、愛玩豚が死亡した場合の家伝法上の手当金について、安価過ぎるという意見があるが、人がいったん飼ったペットの金額的価値は購入価格から大幅に下がるのが一般的であり、不当に安いとは言えないのではないかと。

ワクチン接種猶予を求められた時の対応

豚熱ワクチンは法的には猶予を認められていないため、健康状態が明らかに悪いため接種出来なかった場合でも、健康状態が回復後にすみやかに接種すべきという解釈になる。

ワクチン接種同意書について

ワクチン接種同意書への署名があっても、獣医師の免責の効果はない。ワクチン接種同意書の効果としては、インフォームドコンセントの記録と、飼養者がワクチン接種条件を読んで不承不承であったとしても納得したという記録になる。

署名したワクチン接種同意書のコピーを飼養者に渡す必要はないが、注意事項の部分は渡しておくといよい。

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（指針）第 3-3 の 5 の (5) における移動の管理の方法について

同項に従えば、愛玩豚飼養者がワクチン接種推奨地域等ワクチン接種を行っていない地域に転居する場合には、豚熱ワクチン接種豚を同地域に連れて行くことが出来ないことになるが、日本国憲法には「居住移

転の自由」があり、動物愛護法（環境省所管）には「終生飼養の徹底」の努力義務がある。愛玩豚は動物愛護法の対象動物である一方で家畜法の対象家畜であって二重の縛りがかかっており、環境省と農林水産省が調整すべき問題であるが現状ではそれが出来ていない。問題発生に備えて、家保は飼養者に対し移動制限の指導実績を記録に残しておくべきである。

時間外休日のワクチン接種依頼について
法的な義務なので、ワクチン接種は勤務時間内の対応で問題ない。飼養者は仕事を休んでもワクチン接種を受けさせる義務がある。

飼養者による写真・動画撮影について。

飼養者がワクチン接種現場の撮影を希望した場合、断ることは出来るが、撮影すること自体は違法とは言えない。

ワクチン接種作業関係資料

ワクチン接種にあたり、手順と注意点を周知するため家畜防疫員向けの作業マニュアルを作成した。また、確認書（ワクチン接種同意書にあたる）及び飼養者向けの資料を用意した。

愛玩豚 CSF ワクチン接種マニュアル

インフォームドコンセント手順、接種作業手順及び注意事項等について記載した家畜防疫員向けマニュアルを作成した。

豚熱（CSF）ワクチン接種に関する確認書

記載したワクチン接種注意事項（ワクチン接種義務、事故の場合の補償、接種延長の基準、ワクチン接種後の注意事項、移動の制限）について説明し十分なインフォームドコンセントを行った後、飼養者に署名をしてもらい受領する（図1）。

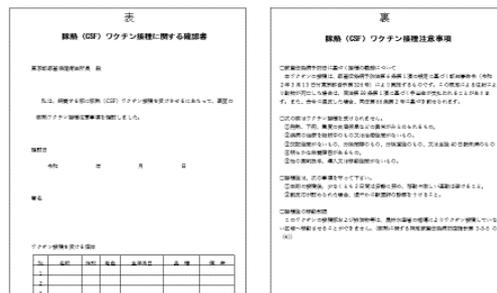


図1 豚熱ワクチン接種に関する確認書

豚熱（CSF）ワクチン接種注意事項

2の裏面と同じ説明が記載されており、飼養者へ保存版として渡す（図2）。

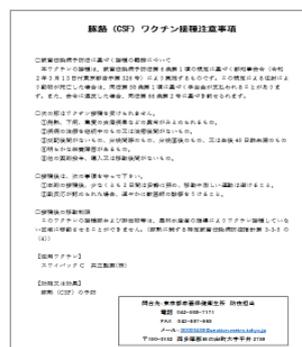


図2 豚熱ワクチン接種注意事項

豚熱ワクチン接種にあたっての注意点

ワクチン接種後、非接種地域への移動制限、接種後の注意等を解り易く記載したチラシ（図3）。

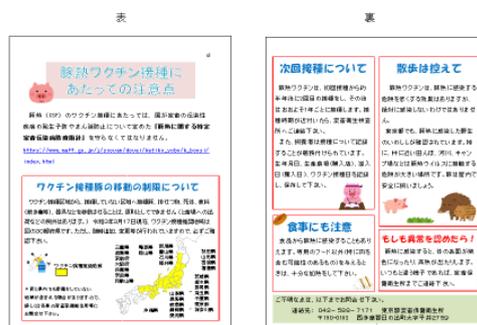


図3 ワクチン接種にあたっての注意点

豚熱（CSF）の特定症状

豚熱の特定症状について写真付きで説明したチラシ（図4）。



図4 豚熱の特定症状

移動手段および着衣装備

ワクチン接種場所は、飼養者の自宅等となることから移動には、交通事情等を勘案して公用車または電車等の公共交通機関を利用した。公共交通機関利用車の場合は私服で移動し、飼育場所でビニールエプロン、手袋、ブーツカバー等を着用した。公用車利用の場合は作業着で移動し、状況に応じて防護服又は近隣住民の感情に配慮して公共交通機関移動と同様の着衣とした。また、個体識別のため、デジタルカメラ及びマイクロチップリーダーを携帯した。

ワクチン接種実績

令和2年6月より令和3年1月末までの期間に、26戸27頭の愛玩豚等に対して接種を実施した。愛玩豚の種類は、飼養者聞き取りによればマイクロブタ17頭、ミニブタ8頭、不明1頭、保護いのししが1頭であった。CSFワクチン接種歴は、接種歴なし6頭、展示施設等において初回接種済20頭、不明1頭であった。飼養地域としては、23区内18戸、多摩地域8戸、島しょ地域1戸であった。飼養形態としては、屋内飼養24

戸、屋外飼養2戸であった。豚等の入手経路は、豚カフェから購入が16戸、ペットショップから購入が3戸、知人よりの譲渡が2戸、不明3戸、その他2戸であった。飼養者が豚等を飼い始めてからの期間は、6ヶ月未満が10戸、6ヶ月以上1年未満が6戸、1年以上5年未満が6戸、5年以上が2戸、不明が2戸であった。飼養者宅までの家保職員の移動手段としては、20戸については電車等の公共交通機関を利用、6戸については公用車を利用した（表1）。

表1 愛玩豚のCSFワクチン接種実績

| 接種頭数（戸数） R2/6月～R3/1月 | 計27頭（26戸） |
|-------------------------|---|
| 1戸あたりの接種数 | 1頭（25戸）、2頭（1戸） |
| 豚種の種類 （飼養者聞き取りによる） | マイクロブタ17頭、ミニブタ8頭、いのしし1頭、不明1頭 |
| ワクチン接種歴 | 0回（6頭）、1回（20頭）、不明1頭 |
| 飼養地域 | 23区内（18戸）、多摩地域（8戸）、島しょ地域（1戸） |
| 飼養形態 | 屋内飼養（24戸）、屋外飼養（2戸） |
| 入手経路 | 豚カフェ（16戸）、ペットショップ（3戸）、知人より譲渡（2戸）、不明（3戸）、その他（2戸） |
| 飼養期間 | 6ヶ月未満（10戸）、6ヶ月以上1年未満（6戸）、1年以上5年未満（6戸）、5年以上（2戸）、不明（2戸） |
| 家保職員の移動手段 | 公共交通機関（20戸）、公用車（6戸） |

なお、愛玩豚を含む全ての豚の接種数は、令和元年12月の接種開始から令和3年1月末までの期間で延べ166戸6145頭であった。

ワクチン接種開始後の問題点

飼養者について

早期ワクチン接種を強く希望する飼養者がいる反面、新型コロナウイルス感染症の流行等の理由によりワクチン接種延期を望む人も飼養者もいた。指針第3-3の5(5)①によりワクチン接種豚を非接種地域に移動できないことへの不満を訴える飼養者もいた。

スケジュール調整について

飼養者は昼間の仕事で不在の場合が多く、連絡がつきにくかった。またワクチン接種

時には自宅にいてもらう必要があり、効率的なワクチン接種スケジュールを組むことが困難であった。

家畜防疫員の移動手段について

飼養場所は26戸中18戸が23区内であり、住宅密集地が多かった。駐車場を持たない飼養者も多く、電車等公共交通機関による移動が26戸中20戸と主流となった。片道2時間程度かかる場合も多く、家畜防疫員2名1組が1日に接種出来る戸数はほぼ1戸であり、期間中に接種にかかった日数は延べ26日、家畜防疫員は延べ52名であった。

ワクチンの廃棄について

豚熱ワクチンは1バイアルあたり20ドーズとなっている。愛玩豚はほぼ1頭飼いであり、多くの場合1日1戸しか訪問出来ないため、いったん溶解したワクチンは残量を廃棄するしかなかった。

ワクチン接種手数料について

ワクチン接種手数料は畜産農家と同額の1頭あたり270円を徴取した。ワクチン廃棄分、交通費（電車賃）、人件費等を勘案すると、実際の費用とは釣り合わない手数料の設定であると考えられた。

個体識別について

飼養者の転居等による愛玩豚の移動に伴い、ワクチン接種証明書を求められる可能性があるが、愛玩豚は耳標、耳刻等がなく個体識別の手段に乏しい。このためマイクロチップの個体番号または外貌写真を識別の手段としたが、現実的には写真による識別は困難と考えられた。

ワクチン接種後の体調変化

愛玩豚でワクチン接種後の体調不良を訴えた飼養者はいなかった。愛玩豚以外では展示豚でワクチン接種後の体調不良（下痢

の苦情が1例あったが、ワクチン接種が原因かは不明であった。

考 察

近年、ミニブタを品種改良したマイクロブタと呼ばれる愛玩用品種の飼養者が増加し、愛玩豚の飼養は急激に増加している。今回、ワクチン接種した26戸中10戸が6ヶ月未満、6戸が1年未満と飼養歴が浅い飼養者が多く、家畜防疫についての意識は低かった。疾病についての知識が乏しい場合もあり、回虫寄生が認められた個体もあった。

飼養者の多くがワクチン接種には前向きな傾向にあり、ワクチン接種を断られるケースはなかった。ワクチン接種を希望する理由としては、主要な愛玩豚販売者である豚カフェがCSFワクチン接種の必要性を購入者に伝えていること、報道等により豚熱の被害が知られていること等が考えられた。ワクチン接種手数料が畜産農家と同額であるため、費用負担が小さいことも接種を後押ししていると考えられた。愛玩豚ではワクチン接種後の体調不良等の苦情もなかった。飼養者がワクチン接種をためらうケースは何件もあり、新型コロナウイルス感染症流行下での来訪を嫌がって延期を余儀なくされたケース、ワクチン非接種地域への移動を控えてワクチン接種を決断できないケースなどがあった。このような場合、強くワクチン接種をせまるような手段はとらず、間を置いて連絡をとるなどして理解を得よう努めた。

都内では令和2年6月から令和3年1月までに8例の野生イノシシにおける豚熱ウイルス遺伝子陽性が確認され、環境中の豚

熱ウイルス濃度は上昇していると考えられる。豚熱発生の危険性が依然として存在する中で、聞き取りでは飼養豚の屋外散歩等を行っている飼養者も多く、中にはキャンプ場へ連れて行ったことがあるという回答もあった。また、屋外で飼養しているケースも2戸（うち1戸は野生いのしし非生息地域野生である島しょ部）で認められた。今後ワクチン接種時には野生動物による豚熱等の疾病感染の危険性を説明し、屋内飼養を指導していく。

ワクチン接種時にかかりつけの動物病院があると答えた飼養者は少なかった。都内では豚の診療を行う動物病院はまだ少数だが、今後はかかりつけの獣医師を持つよう指導し、診療獣医師とも協力して衛生指導を行うことを検討していく。

家保の運営上の問題としては、愛玩豚以外の豚熱ワクチン接種、飼養衛生管理基準遵守指導等の業務量が増大する中、愛玩豚1戸に家畜防疫員2名がほぼ1日従事せざるを得ない状況であることが他業務を圧迫する結果となっている。

目新しさもあり、都内では増加し続ける愛玩豚であるが、何かの原因で一気に人気なくなる脆さも感じさせる。ブームが去った後の状況も憂慮されるところである。